

会議録

会議の名称	西東京市介護保険運営協議会・第8回会議
開催日時	平成23年11月10日（木曜日）午後3時から午後4時25分まで
開催場所	西東京市役所 防災センター6階 講座室2
出席者	委員：市川委員長、須加副委員長、饗場委員、新井委員、石井委員、海老澤委員、小山委員、齋藤委員、高岡委員、高橋委員、高橋委員、中村委員、新野委員、橋岡委員、山西委員、吉岡委員 事務局：福祉部長、高齢者支援課長、介護保険担当課長以下5名
議題	(1) 第7回会議録の確認 (2) 前回会議の質問に対する回答 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業 (4) 第5期介護保険事業の見通し (5) その他
会議資料の名称	事前郵送資料 西東京市介護保険運営協議会第7回会議録 資料1 介護支援ボランティア制度の導入状況 資料2 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的事項について 当日配布資料 資料3 西東京市保健福祉計画及び介護保険事業計画（第5期）（素案） （第3部） 介護保険事業の見通し
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

1. 開会

2. 議題

(1) 第7回会議録の確認

副委員長：

会議録の確認をさせていただきたい。訂正はあるか。

副委員長：

訂正がなければ、委員からの承認を得たということで決定とする。

(2) 前回会議の質問に対する回答

事務局：

(資料1の説明)

(質問、意見等なし)

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

事務局：

(資料2説明)

副委員長：

何かご意見、ご質問はあるか。

委員：

国は介護予防事業、地域支援事業を市町村に下ろしていこうという考えだと思う。国の資料には「要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者」とあるが、実際に西東京市には何人いるのか。

事務局：

更新をしない人は何人かいるが、「要支援」から「非該当」になる人はほとんどいない。

委員：

2次予防事業対象者とは何か。

事務局：

生活機能評価を実施し、医師の判断で生活機能が低下している高齢者を2次予防対象者に決定する。

委員：

西東京市は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施について様子を見るということだが、市として介護予防の方向を決めなければいけない。

副委員長：

2次予防事業対象者は、以前は特定高齢者と呼んでいた。検討段階ではハイリスク高齢者と呼んでいた。「ハイリスク」が最も分かりやすいが、好ましくないということで、名称を変えたら、分かりにくくなってしまった。平成18年度から介護予防事業を実施しているので、効果等を検証して進めていくことが重要である。

委員：

サービスを利用している人で「要支援」から「非該当」になる人は皆無である。要支援者の人でも交通の便があれば、在宅サービスを利用しないで、公民館等のデイサービスに参加できる人は多いと感じる。また、長時間のヘルパーでなく、ちょっとした手伝いが必要な人が多い。

副委員長：

「地域の実情に応じて柔軟に」ということでは、国の書いていることは正しいということか。

委員：

短時間のサービスを希望する人は多い。またリハビリ志向がある人が多く、元気になりたいと思っている。交通の便等が整備されればフォローできる人は多いが、現状のままでは難しい。

事務局：

西東京市として「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しない理由は2つある。一つ目は既に一般施策の中で、配食サービス、見守りのネットワークを実施しており、現状の施策との整理が難しいということである。特に配食サービスには力を入れており、利用者は1,500人である。二つ目は、「介護予防・日常生活支援総合事業」になると介護保険特別会計の地域支援事業の枠組みの中で実施することになり、地域支援事業の上限である給付費の3パーセントを超えてしまうということである。地域支援事業について、都市部では上限の3パーセントいっぱい使っている自治体が多いようだが、全国的には2パーセント程度で余裕がある自治体も多いようである。西東京市では「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しようとする、現在、地域支援事業として実施している事業を削らなければいけない。国から、都市部で実施する場合は3パーセント以上にするというような緩和策が示されれば、実施を検討できると思う。

委員：

西東京市として介護予防をどのように位置づけるかが重要である。要介護になるとお金がかかるので、介護予防の充実、予防医学の発達が望まれる。介護予防に予算をかけるという認識の中で進めていく必要がある。

委員：

東京都の26市の中で実施を検討している自治体が1市あるということだが、理由は何か。

事務局：

1市が前向きに検討しているということだけで、とくに理由は聞いていない。

委員：

他市の方から西東京市は福利厚生に力を入れているということを言われる。西東京市は東京都平均より、介護にかかる予算が多いようだが、力を入れすぎて、要介護の方が増え続けては困る。今後は介護と医療の連携が重要である。介護が必要になった理由を分析して、介護予防に力を入れて予算を使ってほしい。高齢者本人も元気になることを望んでいる。

委員：

老化に立ち向かうという意識を啓発することが重要である。

事務局：

現状では運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等に主眼を置いて進めてきている。今後は、だれもが気軽に参加できるような体制を検討したい。

(4) 第5期介護保険事業の見通し

事務局：

(資料5の説明)

委員長：

何かご意見、ご質問はあるか。

委員：

質問が3つある。一つ目は、介護給付費の推計について、過去の数値を伸ばしているのか、もしくは、サービスごとに理由があり、推計しているのか。二つ目は17ページの財源構成について、第1号被保険者負担割合が21パーセントで、前回の20パーセントより高くなっているということだが、制度として決まっているのか。三つ目は、介護保険料の所得段階の設定は、制度として決まっていることなのか。

事務局：

一つ目の介護給付費の推計については、平成23年度の決算額の見込みを出して、21～23年度の第4期の平均の伸び率を算出し、その数値をもとに推計している。二つ目の第1号被保険者の負担割合は第2期から第4期にかけて、1期ごとに1パーセントずつ上がっている。

副委員長：

負担割合については、40～64歳の第2号被保険者も含めて、一人当たりの負担金額が変わらないように政令により規定している。第1号被保険者が増えているので、負担割合が高くなっている。介護保険当初は、第1号被保険者の負担割合は17パーセントであった。

事務局：

三つ目の所得段階について、国の標準的な保険料段階は6段階であるが、各自治体で柔軟に設定してよいことになっている。

委員長：

保険料段階の設定は、各自治体で類似している。西東京市は、第5期において、さらに細分化して、きめ細かく設定したいということである。

委員：

今後は、高齢者が増え、要介護認定者、独居高齢者、医療依存度の高い高齢者が増えていくが、予算不足のため施設をつくるのは難しいという状況である。その中で3ページにある「地域密着型サービスの充実」は重要であると思う。3ページには「日常生活圏域ごとに、偏りなく整備する」と書いてあるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市内全域で1事業所のみとなっており、積極性が感じられない。現行の制度では深夜のヘルパー利用は料金が高く、おむつを厚く当てて我慢している人は多くいる。深夜など短時間で複数回の需要があると感じる。

事務局：

それぞれの圏域で整備するという考え方もあると思うが、はじめてのサービスであり、慎重に実施したいと考えている。利用人数、参入できる事業者も見えていない。

委員：

調査ではニーズを把握できていないのか。利用者にとっては有効なサービスである。

事務局：

日常生活圏域ニーズ調査で、医療ニーズがある人等について集計している。調査を分析することで実態を把握したい。

事務局：

ケアマネジャーへの調査では、不足しているサービスをたずねている。あわせて分析したい。

委員長：

具体的にサービスの利用意向を聞いていなくても、別の質問でニーズは把握できる。市内に1事業所でいいのか、今後検討していきたい。

委員：

事業が成立するかは重要な視点である。しかし、直接的なニーズは、サービスの内容、良さを知らない限り答えられないものだと思う。

委員長：

ニードを洗い出して検討してほしい。

委員：

今後とも保険料が每期上がると考えられる中で、長い目で見て、保険料負担の増加を軽減するために介護保険準備基金を取り崩してよいのか。また、低所得者の負担の軽減は高所得者の負担増につながる。保険料段階の設定を検討するには、日本全体で設定がどうなっているか分からないと判断できない。例えば、第1段階は対象者が同じであるのに、保険料率は西東京市で0.43、練馬区で0.5である。

事務局：

平成24年度末の介護保険準備基金の残高は3億6千万円と予測されている。全額使うと、保険料は200円程度下がる。どの程度使うかは検討したい。保険料段階については、近隣市町村の状況を調査しながら検討したい。

委員長：

介護保険料は徐々に高くなっている中で、介護保険制度の存続を考えて、抜本的な改革が必要になっていると思うが、小手先の改革になっている。そのため、何とか制度を維持するために、介護保険準備基金を取り崩すということになっている。保険料段階については、近隣市の状況は簡単に調べられる。練馬区は練馬区の特徴を勘案して設定している。どちらが優れているというわけではないが、西東京市として抜本的に変えるのはよくない。

委員：

5ページの「介護予防事業の充実」について、現状のことしか書いていないので、今後ことも書いてほしい。

委員長：

今後はパブリックコメントの結果を受けて検討していくことになる。

(5) その他

事務局：

次回日程は、1月12日（木曜日）の13時30分から開催する。

副委員長：

6ページの「介護予防・日常生活支援総合事業」について、事業について分からないので様子見をするという記載になっている。先ほどの事務局の説明にあったように、一般施策で実施していること等を書いたほうがよい。一般施策で実施するほうが手厚い支援となっている。高齢者の施策は高齢者でというように、介護保険特別会計で実施するのはよくないと思う。